

## ASEF の組織・運営戦略と長期的な財政的安定に関する勧告

(10月6日、ハノイにおける ASEM 高級実務者会合)

[ 仮訳 ]

2002 年に開催された第 4 回アジア欧州会合 (ASEM 4) において、ASEM の首脳は ASEM 参加国に対し、次回首脳会合までに ASEF (アジア欧州財団) の長期的な財政的安定を確保するために必要な措置をとるよう求めた。2003 年の第 5 回 ASEM 外相会合において、外相は ASEF に対し、更なる費用便益分析、並びに ASEF の長期的な財政的安定を確保するための運営戦略を提出するよう要請すると共に、高級実務者に対し、ハノイにおける首脳会合において採択できるように本件を追求するよう委任した。2004 年の第 6 回 ASEM 外相会合において、外相は ASEF 理事会に対し、ASEF の将来に関する提案を、ハノイ首脳会合への提出に先立って、ASEM の高級実務者に提出し、その検討と承認を得るよう要請した。

「ASEF の持続可能性」(ASEF 理事会、ベルリン、2003 年 5 月)、ASEF の事務局が提出した費用便益分析に関する追加文書、「アジア欧州財団の戦略と長期的な財政的安定」(Van der Geest-Macaranas 報告書) 及び「研究報告書 (Van der Geest-Macaranas 報告書) に対する理事会の見解」を注意深く検討した後、SOM リーダーは、以下の勧告を首脳の採択に付すことに合意した。

これにより、ダブリン原則は添付文書 A の通り改定される。

### 組織・運営戦略

1. ASEM プロセスについての情報と分析を、適切な知的交流、人的・文化的交流及び広報・情報プロジェクトを通じて主要な関係者に提供することにより、ASEF を ASEM プロセスにより一層近い存在とする。特に、二年毎に開催される ASEM 首脳会合の準備段階として、ASEF は ASEM プロセスの重要性と意味を強調するための主要プロジェクトの実施により重点を置くべきである。
2. ASEF 理事と ASEM SOM リーダーとの関係を、以下の方法により強化すべきである。
  - (1) 理事会 (BOG) 議長、ASEF 事務局長 (ED) 及び ASEM 調整国または SOM リーダーによる会合を、SOM リーダーが必要と考える時に開催しなければならない。ASEF はかかる会合開催を検討するよう SOM リーダーに要請することができる。
  - (2) ASEF 事務局長は高級実務者会合に出席するよう招待され、予算報告書を提出し、活動内容の概要説明を行う。事務局長を招待することは、事務局長が予算報告書を

提出し、活動内容の概要説明を行うことが期待されている高級実務者会合に先立つ調整国会合において決定される。

- (3) ASEF 理事会 (BOG) 会合開催国の ASEM SOM リーダーまたはその代理は、オブザーバーとして理事会会合に出席するよう招待されるべきである。
3. ダブリン原則及び ASEF の論理的枠組みを再検討した結果、アジアと欧州間の協力関係を更に具体化する上で ASEF をより一層効果的なものとするために、ASEF は、ASEM の首脳または ASEM の閣僚級会合が指示したプロジェクトを実施することにより大きな重点を置くべきことが明らかとなった。
4. ASEF の事務局及び理事は、ASEF は資金拠出国に対してその活動方針を説明する責任を負っていることを想起しなければならない。

#### 長期的な財政的安定

1. ASEM 参加国は、ASEF への拠出が自発的意思により継続されるべきことを再確認した。参加国は、ASEF の活動を維持するための継続的かつより積極的な拠出に対する ASEF 事務局長よりの呼びかけ、並びに「ASEF の持続可能性」(ASEF 理事会、ベルリン、2003 年 5 月)に記載された拠出のための推奨フォーミュラに然るべく留意する。
2. 年間予算は特定の金額に固定されたものと考えてはならない。予算は、費用対効果が達成されるよう、Van der Geest-Macaranas 報告書に示された適用可能な勧告を実施することにより、継続的かつ厳密に精査されるべきである。
3. 種々の計画及びプロジェクトについて費用対効果が確保されるよう、財団の財務最高責任者 (CFO) の役割を果たす専門知識を有する上級管理者がスタッフの一員として配置されるべきである。かかるスタッフメンバーは、ASEM 参加国から出すことができる。
4. ASEF 理事会会合が種々の国において開催されることが ASEF の活動を宣伝するために重要な役割を果たしていることを認識する一方で、費用効率的に会合を開催することが重要である。従って、理事会会合がシンガポール以外で開催される場合は、ASEF 事務局からの出席者は事務局長 (ED)、事務局次長 (Deputy ED) 及び財務最高責任者 (CFO) に限定することが奨励される。

## アジア欧州財団のダブリン合意原則 ( 仮訳 )

### 目的、関心分野及び機能

- 1 . 財団の目的は、1996 年 3 月 1 日～2 日にバンコクで開催された ASEM 首脳会合及びそれ以降の会合において ASEM 首脳が示したアジアと欧州との協力についてのビジョンに則り、より広範な知的、文化的、人的交流を通じ、アジアと欧州との間におけるより良い相互理解を促進することにある。
- 2 . かかる目的の追求において、財団は、以下の活動によって価値を付加することに尽力すべきである。
  - (a) ASEM 参加国におけるアジア及び欧州の関係機関と協力し、ASEM の活動と緊密に関連したプロジェクトを組織する。
  - (b) ASEM 首脳または閣僚及び欧州委員会の関係メンバーの今後の会合によって指示されるプロジェクトを実施する。
  - (c) 情報交換の仲介役、触媒及び促進者としての役割を果たす。
  - (d) いくつかの旗艦的プロジェクトを自ら組織する。
  - (e) ASEM について紹介し、ASEM の会合、セミナー及びその他の活動を広く知らしめるために、広報活動を行う。
  - (f) 補助金を供与する。
- 3 . 財団は、上記パラグラフ 1 に記載された財団の活動の三つの中核分野において、アジアと欧州の間の既存の、及び将来の二国間並びに多国間交流活動との重複を避けなければならない、そして可能な場合には、これらの分野において実施されている現行のネットワークの活動を基とし、それら活動の更なる発展を促進すべく努力するべきである。

### 参 加

- 4 . 財団への参加は、1996 年 3 月のバンコクにおける第 1 回 ASEM 会合に参加した ASEM 参加国、及び ASEM プロセスに加わるあらゆる新規参加国に開かれている。

5. 財団の使命である三つの中核分野において活動を行っている ASEM 参加国の知的、文化的及びその他関連機関及び非政府組織は、財団に支援を求めることができる。

#### 財団に対する資金の提供

6. 財団は、運営基金 (operating fund) と寄付基金 (endowment fund) を設ける。
7. 財団は、参加国政府及びその機関、並びに民間の企業、財団あるいは個人より、二つの基金のいずれかへの拠出を募り、受領することができる。
8. 財団の長期的な財政的安定にとって重要な、すべての参加国による公平でつりあいの取れた拠出は、ASEM 参加国政府及び欧州委員会の自発的意思に基づき行われる。
9. 財団の年間予算を超えて運営基金が受領したあらゆる金銭は、寄付基金に移される。寄付基金はまた、この目的のために充当することを明示されたいかなる拠出金も受領する。

#### 法的権能

10. 財団は、シンガポールの国内法に基づき、免税の地位を有する非営利団体として法人組織化される。財団は、契約を締結し、動産及び不動産を取得・処分し、また法的手続きの当事者となる法的権能を有する。

#### 統治

11. 財団は、理事会により統治される。各参加国は、3年間の任期で1名の理事を指名する。理事会は、少なくとも年に1回会合を開催し、必要な場合にはそれ以上の頻度で行なう。理事会は第1回会合において、財団の目的、目標及び手続きを表明する文書を正式に採択する。財団は同様に、財団自身の手続き規則を作成する。財団は、諮問委員会と、財団の機能遂行のために必要と考えるその他の委員会を設立することができる。
12. 理事会は、1年間の任期で議長及び副議長を選出する。議長が欧州人の場合、副議長はアジア人とし、その逆の場合もまた同様とする。最初の議長及び副議長は、1997年2月15日のASEM外相会合での指名に基づき、理事会によって第1回会合の場で選出される。
13. 理事会は、財団の政策、計画及び優先順位の決定について責任を負う。理事会はまた、

財団の資産の有効な利用を確保すること、並びに財団の年次報告書、次年度の予算案及び活動計画の承認について責任を負う。これらの責務の遂行にあたって、理事会メンバーはASEM全体としての利益を尊重する。

14. ASEF 事務局長は、ASEF の年次作業計画が ASEM の公式作業計画と一貫性を持ったものであることを確保するため、必要に応じ、ASEM SOM リーダーと協議のための会合を開催する。財団はまた、財務報告書及びその他の文書を ASEM 参加国政府に対して直接提出する。

### 職員の配置

15. 財団の職員の長は ASEF 事務局長とする。事務局長は、ASEM 参加国の市民とする。事務局長は、4 年間の任期で、理事会により任命される。事務局長は、財団の運営並びに財団の政策と計画の実施について理事会に対し責任を負う。財団は事務局長によって代表される。
16. 事務局長は、ASEM 参加国の市民で 4 年の任期で理事会により任命される事務局次長によって補佐される。
17. 事務局長がアジア人の場合、事務局次長は欧州人とし、その逆の場合も同様とする。
18. 事務局長は、財団の政策と計画を実行するために必要不可欠な専門的職員、事務局員及びその他の職員を雇用する。事務局長はまた、適切な場合には、種々の計画及びプロジェクトについて費用対効果を確保し、国際基準に従った報告と監査を確保するための財務最高責任者といったスタッフの出向を求める。

### 勘定

20. 財団の勘定は、善良な慣行といった通常原則に従って維持され、理事会が指名した外部の監査役による監査を受ける。監査報告書は理事会に提出される。

1996 年 12 月 19 日

2004 年 10 月 6 日、ハノイにおいて改定

## ASEM の作業方法に関する提言

外相会合で発出された議長声明の指示に従い、2003年11月13、14日にローマで開催された ASEM 高級実務者会合は、ASEM プロセスに一層の実質性、効率性及び活力を再びもたらすべきことに合意し、これを如何に実現するのかという点について、概ね収束した建設的な意見交換を行った。

高級実務者会合は調整国に対し、建設的に協力して作業し、第6回外相会合に向けて、ASEM の作業方法を向上させるために詳細な一連の実行可能な提案を作成するよう指示した。

2003年11月13、14日のローマ及び2004年4月16日のキルデアでの ASEM 高級実務者会合の議論を踏まえ、以下の提言につき外務大臣の承認を求める。

### 1. 外相会合 (FMM)

外相会合は今後2年に一度（すなわち、首脳会合開催年の間の年）に開催される。これにより外務大臣の出席率を高め、首脳会合とのより高い関連性が得られる。2006年からこの方法を採用することを提案する。全会一致によって必要と見なされた場合、ASEM 首脳会合開催年に開催される特別外相会合によって補完される。

自由な対話という ASEM の性質にかんがみ、全外務大臣の出席が実現するよう最善の努力を行うべきである。閣僚の出張日程の便宜を図り、また、閣僚の参加レベルを上げるため、他の主要な EU とアジアの会議との関係を含め、ASEM 外相会合開催にかかるすべての可能性を検討しなくてはならない。

非公式、リトリート、かつ自由な対話という外相会合の会合形式の利点について合意する。事務レベルでは、将来の外相会合において、更にこの形式を促す。

外相会合の議題については、その直前の首脳会合で首脳が設定する議題を含め、例えば主要な国際的課題への多角的な取り組み方のように、共通に関心のある一つの大きなテーマの下で、主要な戦略的問題に焦点を絞るべきことについて一般的合意に達した。（これは、国際連合の会議を利用して、ASEM 参加国間の調整を強化することによって促進される。）

## 2．高級実務者会合（SOMs）

高級実務者会合の役割を強化すべきである。

高級実務者会合は少なくとも1年に2回開催すべきである。

高級実務者会合は、外相会合及び首脳会合の準備と共に、実質的な政策議論を行う場とすべきである。

改訂された AECF 2000 に、地域別高級実務者会合を高級実務者全体会合の前に開催することを明記すべきである。

高級実務者会合は、個々のイニシアティブを承認、及び/もしくは、選択する権能を持つべきである。高級実務者会合が、あるイニシアティブに合意すれば、ASEM 首脳/閣僚によって正式に承認される前であっても、その実施に着手することができる。

高級実務者会合は、三つのすべての柱におけるイニシアティブのフォローアップの状況を監視することが望ましい。

## 3．調整国

調整国の役割を強化できるよう、その任務と責任を以下のとおり一層具体化すべきである。

- 既に実行されているとおり、調整国は必要に応じて特別会合を開催できる。
- イニシアティブのフォローアップと報告に係る調整国の役割を強化すべきである。ASEM コンタクト・ポイント及び他の連絡方法を用いることで、情報共有が促進される。

## 4．運営問題

各々の地域の中での調整については、欧州側は既存の欧州連合の機構を用いる。アジア側参加国は、この点について具体的な取決めを検討することを望むかもしれない。

ASEM の知名度を高めるべきである。ASEM ロゴの幅広い使用は、この点で一助となる。

ASEM 情報ボードは、ASEF の下でのパイロット事業として設置されるべきである。

## 5 . ASEM イニシアティブの取り扱い

イニシアティブが AECF 2 0 0 0 に合致し、イニシアティブが ASEM 高級実務者会合で全会一致で承認される限り、ASEM 首脳 / 外務大臣によって正式に承認される前であっても、そのイニシアティブを実施することができる。

個々のイニシアティブは、より実質的であるべきである。このために、主催国は、他のメンバーから当該イニシアティブについて意見を募るべきである。意見が検討され、採用される場合もあれば、必要に応じ、意見を送った者が主催国から説明を受ける場合もある。高級実務者会合では、例えば、技術的に参考とする目的で、別添のような評価に関する書式モデルを用いて、三つのすべての柱における ASEM イニシアティブの状況を監視し、評価すべきである。(注：別添参照)

承認を受けたイニシアティブの広報は、ASEM 情報ボードを通じて強化すべきである。即ち、実施の前から ASEM ウェブサイト上でイニシアティブを広報することである。過去に行われたイニシアティブの情報を集め、整理し、集約することにより、それが幅広く共有されるようにすべきである。このプロセスは、ASEM 情報ボードによって進められなくてはならない(注：ASEM 情報ボードについては、ASEM 情報ボードに関する概念ペーパーを参照)。

実施前の説明及び実施後の結果の評価を含め、各イニシアティブに関する出来るだけ多くの情報が、ASEM 情報ボードを通じて ASEM 参加国間で共有されることを奨励する。

ASEM ロゴ(第 5 回外相会合で承認)は、そのガイドラインに従って、個々の ASEM イニシアティブにおいて幅広く使用されるべきである。



(別添)

### イニシアチブの評価のための書式

1. 当該イニシアチブは、承認を受けた際に意図されていた概念（即ち目的）を実行することに成功したか。
2. 当該イニシアチブは、数多くの ASEM 参加国の参加を得たか。
3. ASEM 参加国にとっての当該イニシアチブの利益は何か。
4. 将来の ASEM プロセスに対する当該イニシアチブの貢献は何か。
5. 当該イニシアチブを継続する必要があるか。

\* 質問 1、3 及び 4 については、各 ASEM 参加国は、（1 から 10 までの段階の）数的評価と、各質問に対する具体的な書面の回答を行うべきである。各質問に対する平均点は集計され、ASEM 参加国に対して通知される。

質問 2 については、参加した ASEM 参加国の数を挙げることができる。

質問 5 に対する回答は、イニシアチブをフォローアップする必要性を検討する際に考慮される。

## 新規イニシアティブ一覧

### A-首脳により採択された新規イニシアティブ：

- 1 . 人材育成及びキャパシティ・ビルディングにおける情報通信技術の応用に関する ASEM 協力（ベトナム、スウェーデン、韓国、ブルネイ、日本及びアイルランド）；
- 2 . クリーン技術に関する EU アジア科学技術協力 ASEM ワークショップ（EC 及びベトナム）；
- 3 . HIV/エイズの抑制に関する ASEM 協力（スウェーデン、ベトナム、オランダ及びフィリピン）；
- 4 . ASEM 貿易・投資博覧会（中国、オーストリア、ドイツ及びタイ）
- 5 . アジア欧州青年政治指導者サミットに関する概念ペーパー（中国及びデンマーク）
- 6 . ASEM 地域におけるサイバー・セキュリティ強化のためのイニシアティブ（韓国、シンガポール、ポルトガル、ドイツ、ポーランド、フィリピン及び中国）；
- 7 . ASEM DUO フェローシップ・プログラム第 2 期（韓国、シンガポール、フランス、デンマーク）；
- 8 . ASEM イニシアティブ：異なる信仰間の対話（インドネシア、英国及び EC）；
- 9 . ASEM 生涯学習のための教育・研究ハブ（デンマーク、スウェーデン及びタイ）

### B-首脳により留意された新規イニシアティブ：

- 1 . ASEM 海洋イニシアティブ（フィリピン及びポルトガル）；
- 2 . 伝染病の予防と抑制のための検疫協力に関する ASEM セミナー（ベトナム）。

ASEM作業計画 2004年 - 2006年(仮訳)

活動	日程	開催地
ASEM調整国会合	1月16日	ダブリン(アイルランド)
第1回預金保険制度及び査定に関するASEMバリ・イニシアティブワークショップ	1月19日~23日	ジャカルタ(インドネシア)
周知商標の保護と実施に関するASEMセミナー	2月11日~13日	シンガポール
ASEM財務大臣代理会合	3月1日~2日	コーク
アジア側ASEM高級実務者会合(SOM)	3月2日~3日	ハノイ(ベトナム)
ASEM経済調整国会合	3月5日	マラハイド(アイルランド)
ASEM調整国会合	3月10日	ハノイ(ベトナム)
第4回タスクフォース会合	3月11日~12日	バンコク(タイ)
第3回アジア欧州議員パートナーシップ会合	3月25日~26日	フエ(ベトナム)
第6回ASEM外相会合準備SOM	4月16日	キルデア(アイルランド)
第6回ASEM外相会合	4月17日~18日	キルデア(アイルランド)
ASEMにおける雇用の将来に関する非公式セミナー	4月21日~23日	ハノイ(ベトナム)
ASEMコア・グループ会合	4月24日	ワシントン(米国)
TFAF基準認証作業部会	4月29日~30日	ブリッセル(ベルギー)
第5回タスクフォース会合	5月17日	バルセロナ(スペイン)
ASEM PPP(官民パートナーシップ)セミナー	5月20日	東京(日本)
ユーラシア大陸横断情報ネットワーク(TEIN)専門家会合	5月20日~21日	クアラルンプール(マレーシア)
第15回ASEF理事会会合	5月27日~28日	ダブリン(アイルランド)
第3回ASEMユース・ダイアログ	6月28日~7月2日	ハノイ(ベトナム)
雇用と労働の将来に関するASEMセミナー	6月1日~2日	ベルリン(ドイツ)
「鉄のシルクロード」に関するASEMシンポジウム	6月17日~18日	ソウル(韓国)
文化政策に関するアジア欧州セミナー	6月24日~27日	バンコク(タイ)

A S E M調整国会合	7月9日	東京(日本)
第2回預金保険制度及び査定に関するA S E Mバリ・イニシアティブワークショップ	7月14日～16日	ジャカルタ(インドネシア)
A S E M高級実務者会合(SOM)	9月6日～7日	ハノイ(ベトナム)
第6回人権に関するA S E M非公式セミナー	9月16日～17日	蘇州(中国)
A S E M移民管理局長級年次会合	11月25日～26日	ハーグ(オランダ)
第9回アジア欧州ビジネスフォーラム	10月7日～8日	ハノイ(ベトナム)
第5回A S E M首脳会合準備会合	10月6日～7日	ハノイ(ベトナム)
<b>第5回A S E M首脳会合</b>	10月8日～9日	ハノイ(ベトナム)
A S E Mテロ対策会議	10月18日～20日	ベルリン(ドイツ)
クリーン技術に関するE Uアジア科学技術協力A S E Mワークショップ	11月3日～4日	ハノイ(ベトナム)
電子商取引に関する第4回A S E M会議「グローバル経済のためのe-ソリューション」	11月22日～23日	ロンドン(英国)
第16回A S E F理事会会合	11月25日～26日	ハノイ(ベトナム)
都市部の森林に関するA S E Mワークショップ	11月29日～12月3日	蘇州・北京(中国)
第8回A S E M青年指導者シンポジウム	11月30日～12月3日	オランダ

## 2005年

第2回A S E M文化と文明に関する会議のための準備会合	1月	マレーシア
基準認証に関する会議	2005年初頭	日本
電子商取引に関する第4回A S E M会議「グローバル経済のためのe-ソリューション」	2月	ロンドン(英国)
A S E M生涯学習のための教育・研究ハブ	2005年第1四半期	デンマーク
第7回A S E M外相会合	5月6日～7日	京都(日本)
A S E M青年政治指導者フォーラム	5月	中国
A S E M青少年スポーツ試合	6月2日～8日	バンコク(タイ)
第2回A S E M文化と文明に関する会議	6月6日～11日	フランス

H I V / エイズの抑制に関する A S E M シンポジウム	2005 年前半	ベトナム
A S E M 貿易・投資博覧会	2005 年後半	中国
異なる信仰間の対話	2005 年後半	バリ（インドネシア）
人材養成及びキャパシティ・ビルディングにおける情報通信技術の応用に関する A S E M ハイレベル会議の準備会合	2005 年	未定
第 3 回 A S E M 環境大臣会合	（未定）	アジア（未確定）
T F A P セミナー	2004 年 10 月以降継続	今後決定される各地
I P A P セミナー	2004 年 10 月以降継続	今後決定される各地
税関協力	2004 年 10 月以降継続	今後決定される各地
電子商取引に関するフォローアップ・ワークショップ	2005 年 / 2006 年	フランス
第 6 回 A S E M 財務大臣会合	未定	未定
第 6 回 A S E M 経済閣僚会合	未定	未定

## 2 0 0 6 年

<b>第 6 回 A S E M 首脳会合</b>	<b>9 月 14 日 ~ 15 日</b>	<b>フィンランド</b>
人材養成及びキャパシティ・ビルディングにおける情報通信技術の応用に関する A S E M ハイレベル会議	未定	ベトナム

## ASEM 4以降のASEMの活動

### 1. 政治関連活動

#### 1.1 ASEM外相会合 (FMM)

- 第5回外相会合 (バリ、2003年7月23日~24日)
- 第6回外相会合 (キルデア、2004年4月17日~18日)

#### 1.2 高級実務者会合 (SOM)

- ASEM高級実務者会合 (ジャカルタ、2003年3月12日~13日)
- 第5回ASEM外相会合準備高級実務者会合 (バリ、2003年7月21日~22日)
- 非公式ASEM高級実務者会合 (ローマ、2003年11月13日~14日)
- 第6回ASEM外相会合準備高級実務者会合 (キルデア、2004年4月16日)
- ASEM高級実務者会合 (ハノイ、9月6日~7日)
- 第5回ASEM首脳会合準備高級実務者会合 (2004年10月6日)

#### 1.3 調整国会合 (CM)

- 調整国会合 (ブラッセル、2003年1月28日~29日)
- 調整国会合 (東京、2003年7月7日~8日)
- 調整国会合 (ダブリン、2004年1月16日)
- 調整国会合 (ハノイ、2004年3月10日)
- 調整国会合 (東京、2004年7月9日)

#### 1.4 その他

- ASEMテロ対策セミナー (北京、2003年9月22日~23日)

### 2. 経済関連活動

#### 2.1 ASEM経済閣僚会合 (EMM)

- 第5回経済閣僚会合 (大連、2003年7月23日~24日)

#### 2.2 ASEM貿易と投資に関する高級実務者会合

- 第9回ASEM貿易と投資に関する高級実務者会合 (パリ、2003年6月5日~6日)

#### 2.3 ASEM経済に関する調整国会合 (ECM)

- ASEM経済に関する調整国会合 (東京、2003年2月25日)
- ASEM経済に関する調整国会合 (ブラッセル、2003年4月14日)
- ASEM経済に関する調整国会合 (マラハイド、2004年3月5日)

#### 2.4 より緊密な経済パートナーシップのためのタスクフォース会合

- 第1回タスクフォース会合（マドリッド、2003年5月6日）
- 第2回タスクフォース会合（東京、2003年9月8日～9日）
- 第3回タスクフォース会合（フランクフルト、2003年11月22日）
- 第4回タスクフォース会合（バンコク、2004年3月11日～12日）
- 第5回タスクフォース会合（バルセロナ、2004年5月17日）

## 2.5 その他

- ASEM TFAP第2回電子商取引に関するセミナー（ヘルシンキ、2002年9月23日～24日）
- ASEM TFAP SCA（ブラッセル、2002年12月10日～12日）
- 第8回基準認証に関するASEM会議（ブラッセル、2002年12月10日～12日）
- 第1回WTOドーハ開発アジェンダについてのASEM協議（ハノイ、2003年1月17日～18日）
- 多角的及び地域的経済関係に関するASEMシンポジウム（東京、2003年3月24日～25日）
- 第2回WTOドーハ開発アジェンダについてのASEM協議（パリ、2003年6月5日）
- 第8回アジア欧州ビジネスフォーラム（ソウル、2003年10月27日～29日）
- TFAP基準認証作業部会（ブラッセル、2003年4月29日～30日）
- 第9回アジア欧州ビジネスフォーラム（ハノイ、2004年10月7日～8日）
- 雇用と労働の将来に関するASEMセミナー（ベルリン、2004年6月1日～2日）
- 「鉄のシルクロード」に関するASEMシンポジウム（ソウル、2004年6月17日～18日）

## 3. 財務関係活動

### 3.1 ASEM財務大臣会合（FnMM）

- 第5回財務大臣会合（パリ、2003年7月5日～6日）

### 3.2 ASEM財務大臣代理会合

- ASEM財務大臣代理会合（パリ、2003年6月7日～8日）
- ASEM財務大臣代理会合（コーク、2004年3月1日～2日）

### 3.3 ASEMコア・グループ会合（ワシントンDC、2004年4月24日）

### 3.4 その他

- 第1回税関執行に関するセミナー（ペナン、2003年3月10日）
- 第7回税関執行に関するASEM作業部会（2003年3月11日～13日）
- ASEM関税局長、長官会議（ソウル、2003年9月30日～10月1日）
- 欧州とアジア諸国における地下金融組織対策と代替送金サービス監督の必要性に関するASEMシンポジウム（ベルリン、10月30日～31日）

- 税関手続きの簡素化と調和に関する第3回ASEMセミナー（ジャカルタ、12月10日～11日）
- 税関と手続きに関する第7回作業部会（ジャカルタ、2003年12月10日～11日）
- 第1回ASEM資金洗浄対策イニシアティブ運営委員会（バンコク、2003年9月12日）
- 第1回預金保護制度と査定に関するASEMバリ・イニシアティブワークショップ（ジャカルタ、2004年1月19日～23日）
- 第2回預金保護制度と査定に関するASEMバリ・イニシアティブワークショップ（ジャカルタ、2004年7月14日～16日）

#### 4. その他の分野における協力

##### 4.1 文化関連

- ASEM文化と文明に関する会議（北京、2003年12月3日～4日）
- 文化政策に関するアジア・欧州セミナー（バンコク、2004年7月24日～27日）

##### 4.2 教育関連

- DUOフェローシップ・プログラムのための第2回ASEM専門家会合（ソウル、2003年11月14日）
- 第2回ASEM教育ハブ会合（シンガポール、2003年11月2日～5日）
- 教育交流に関するASEMシンポジウム（日本・つくば、2003年11月17日～18日）

##### 4.3 環境関連

- アジア欧州環境技術センター・パイロット・フェーズ・ガイダンス・グループ会合（中国・湖南、2002年10月23日～24日）
- 第2回ASEM環境大臣会合（レツェ、2003年10月12日～13日）

##### 4.4 地球規模問題

- 女性と児童の売買と闘うためのジェンダーの平等の推進に関するASEMセミナー（バンコク、2002年10月7日～9日）
- 第1回ASEM欧州・アジア間の移民フローの管理に関する局長会議（コペンハーゲン、2002年12月10日～12日）
- 児童の司法的保護に関する児童福祉専門家会合（マニラ、2003年3月3日～5日）
- 人身売買の犠牲者となった女性と児童を援助するための社会政策強化に関する支援と協力強化に関するASEMセミナー（バンコク、2003年9月1日～3日）
- 第2回ASEM欧州・アジア間の移民フロー管理に関する局長会議（北京、2003年11月12日～14日）



#### 4.5 技術関連

- グローバリゼーションと情報通信技術 すべての人のための情報社会における政府、民間部門及び市民社会の役割（マルモ、2003年3月10日～12日）
- ユーラシア大陸横断情報ネットワーク（TEIN）専門家会合（クアラルンプール、2004年5月20日～21日）

#### 4.6 農業関連

- 農業協力に関するASEMハイレベル会合のための準備会合（大連、2003年9月22日～23日）
- 農業協力に関するASEMハイレベル会合（北京、2003年11月12日）

#### 4.7 公衆衛生関連

- 緊急公衆衛生管理に関するASEMセミナー（北京、2003年10月23日～24日）

#### 4.8 人権関連

- 人権と経済関係に関するASEMワークショップ2（バンコク、2003年2月22日～23日）
- 第5回ASEM人権に関する非公式セミナー（ルンド、2003年5月16日～17日）
- 第6回ASEM人権に関する非公式セミナー（蘇州、2004年9月16日～17日）

### 5. アジア欧州財団

#### 5.1 理事会（BOGS）会合

- 第12回理事会会合（クアラルンプール、2002年10月30日～11月1日）
- 第13回理事会会合（ベルリン、2003年5月8日～9日）
- 第14回理事会会合（シンガポール、2003年11月6日～7日）
- 第15回理事会会合（ダブリン、2004年5月27日～28日）

#### 5.2 第7回アジア欧州青年指導者シンポジウム（ホーチミン、2003年8月24日～29日）